

鈴鹿市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

鈴鹿市長 **末松 則子**

鈴鹿市条例第33号

鈴鹿市基金条例の一部を改正する条例

鈴鹿市基金条例（昭和51年鈴鹿市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。 <u>以下「法」という。）第241条第1項の規定に基づき、他の条例で設置するものほか、別表中欄に掲げる基金を同表右欄に掲げる目的のために設置する。</u></p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>一般会計予算で定める。</u></p> <p>2 <u>法第233条の2ただし書の規定により、各会計年度において決算上剰余金が生じたときは、その2分の1以上に相当する金額を財政調整基金に積み立てることができる。</u></p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 財政の健全な運営と、予算で定める諸種の目的のため、鈴鹿市基金（以下「基金」という。）を設置するものとする。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる<u>ことのできる</u>額は、<u>次の各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>毎年度予算に定める額</u></p> <p>(2) <u>地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「法」という。）第4条の3第1項、第7条第1項及び第2項に定める額</u></p> <p>2 <u>前項第2号の金額については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条の2ただし書の規定により積み立てることができるものとする。</u></p> |

(管理)

第3条 略

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第6条 基金は、その設置の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

別表 (第1条関係)

| 区分 | 名称 | 目的 |
|----|------------|---|
| 1 | 財政調整基金 | 地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により、年度間の財源の不均衡の調整を行い、財政の健全な運営に資するための財源に充てること。 |
| 2 | 地方債減債基金 | 市債の償還に要する経費の財源に充てること。 |
| 3 | 社会福祉事業振興基金 | 社会福祉事業の振興に要する経費の財源に充てること。 |
| 4 | 緑の基金 | 公共施設の緑化に要する経費の財源に充てること。 |
| 5 | 文化振興基金 | 文化芸術の振興及び文化財の保存活用に要する経費の財源に充てること。 |
| 6 | ふるさと | 中山間地域における農業 |

(管理)

第3条 略

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

(処分)

第6条 基金は、積み立てた目的のため又は法第4条の4各号に定める財源に充てる場合に限り、処分することができる。

| | | |
|----|------------|---|
| | 水と土保全基金 | 及び農村の多面的機能を確保する活動の支援に要する経費の財源に充てること。 |
| 7 | 公共施設整備保全基金 | 公共施設の整備及び維持管理に要する経費の財源に充てること。 |
| 8 | すずか応援基金 | すずか応援寄附金（市を応援するために寄せられた寄附金をいう。）を活用した事業に要する経費の財源に充てること。 |
| 9 | まちづくり応援基金 | 社会的な課題の解決を図り、もって不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するために市民が自発的に行う非営利の活動の活性化に要する経費の財源に充てること。 |
| 10 | 森林環境基金 | 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第1条の規定による森林の整備及びその促進に要する経費の財源に充てること。 |
| 11 | 子ども未来基金 | 子育て支援事業の推進に要する経費及び児童養護施設等の退所者の自立に向けた支援に要する経費 |

| | | |
|----|--------------------|--|
| | | <u>の財源に充てること。</u> |
| 12 | <u>企業版ふるさと納税基金</u> | <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てること。</u> |
| 13 | <u>企業立地振興基金</u> | <u>産業の集積、雇用の機会の確保及び経済の活性化に要する経費の財源に充てること。</u> |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（鈴鹿市企業版ふるさと納税基金条例の廃止）

2 鈴鹿市企業版ふるさと納税基金条例（令和6年鈴鹿市条例第17号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に改正前の鈴鹿市基金条例の規定により積み立てられた公共施設整備基金は、改正後の鈴鹿市基金条例の規定により積み立てられた公共施設整備保全基金とみなす。

4 この条例の施行の際現に第2項の規定による廃止前の鈴鹿市企業版ふるさと納税基金条例の規定により積み立てられている鈴鹿市企業版ふるさと納税基金は、改正後の鈴鹿市基金条例の規定により積み立てられた企業版ふるさと納税基金とみなす。

。